

## 議案第2号関連資料

### 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

#### 1 制定の目的

社会福祉法の改正に伴い、都道府県・指定都市・中核市（以下「中核市等」。）においては法改正期日（令和2年4月1日）までに厚生労働省令（以下「省令」。）に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定しようとするものです。

##### 【無料低額宿泊所とは】

社会福祉法に規定されている第二種社会福祉事業のうち、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」に基づき設置される施設。国の調査によると、平成30年7月末現在、全国に570施設、17,067人（うち生活保護受給者15,467人）が入居しています。なお、市内に同施設は確認されていません。

#### 2 制定の概要

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について、社会福祉法に定める規定のほか、省令に定める基準に準拠した内容を確保するとともに、運営に当たり事業者が従うべき基準につき、暴力団等の排除や職員に対する計画的な研修の実施などを追加した内容を定めます。

##### 社会福祉法改正の概要

- ① 無料低額宿泊事業（以下「無低事業」。）の届出を「事後」から「事前」届出制に改正。
- ② 国指針で定める無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について法定基準を創設。
- ③ 法定基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設。

##### 省令の主な内容

- ① 無低事業の範囲の明確化（入居対象を生計困難者に限定、住宅提供と利用料の一体受領等）。
- ② 居室面積の基準（居室は個室として面積基準を明示）。
- ③ 利用手続き・料金の適正化（運営規定の整備、利用者との契約締結に基づく実施等）。

#### 3 県内他都市の設置状況（届け出に基づく把握数）

（令和2年1月現在）

神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	兵庫県
1施設	0施設	3施設	2施設	0施設

#### 4 パブリックコメント（意見公募手続）の実施結果

実施期間：令和元年12月10日（金）～令和2年1月8日（水） 意見総数：0件

#### 5 施行期日

令和2年4月1日

#### 6 その他の規定の整備

本条例の施行に関して必要な事項については別途施行規則にて定めます。